

売店運営事業者選定募集要項

新福島赤十字病院における売店運営事業者を選定するため、必要な手続き等について次のとおり定める。

平成29年4月12日

院長 渡部 洋一

1. 業務概要

(1) 業務名

売店運営業務

(2) 業務内容

別紙「売店運営業務仕様書」のとおり

(3) 業務期間

平成31年(2019年)1月1日～平成36年(2024年)3月31日

2. 新病院の概要

(1) 名称

福島赤十字病院

(2) 所在地

福島市八島町7番7号

(3) 開院日

平成31年(2019年)1月1日(予定)

(4) 病床数

288床

(5) 診療科目

24科

内科、糖尿病・代謝内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、神経内科、精神科、小児科、外科、心臓外科、血管外科、呼吸器外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、形成外科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、麻酔科、リハビリテーション科、救急科

(6) 想定患者数

入院 約270人/日

外来 約600人/日

(7) 職員数

約600人(委託業者等含む)

(8) 休診日

土曜日・日曜日・祝日、創立記念日(5月1日)、年末年始(12月29日～1月3日)

3. 応募資格要件

- (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - イ 次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは物品の製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて、契約を履行しなかった者
 - (カ) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (キ) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (2) 日本赤十字社本社の競争入札参加資格者の資格等級において、「役務の提供」でC等級以上の認定を受けていること。
- (3) 公告の日から優先交渉権者決定までの期間に、「日本赤十字社指名停止等の措置基準」に基づき日本赤十字社から、又は福島県で行われた不正行為に基づき福島県若しくは国からの指名停止等の措置を受けていないこと。なお、福島県及び国において同一の不正行為等によって指名停止期間が異なる場合は、そのうち早期に指名停止が終了する期間を対象とした上で、公告の日から優先交渉権者決定の時までの期間に指名停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題ないこと。
- (5) 暴力団またはその他暴力的集団の構成員や、反社会的又は公共の安全や福祉を脅かす恐れのある団体等に属する者でないこと。
- (6) 不正及び不誠実な行為がないこと。
- (7) 過去10年以内に病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院をいう。）において当該業務と同等の業務を継続して5年以上行った実績があり、安定した経営能力を有すること。
- (8) 過去10年以内において社会的信用失墜行為（裁判・訴訟等）を起こしていない者。

4. 応募手続き等

(1) 担当窓口

①用度施設課

所在地 福島市入江町11番31号

施設名 福島赤十字病院

担当者 東 一豊
TEL 024-534-6101
FAX 024-531-1721
E-mail tyoudoka@fukushima-med-jrc.jp

②新病院建設準備室

所在地 福島市入江町11番31号
施設名 福島赤十字病院
担当者 野地 幸次、富田 夕紀
TEL 024-534-6101
FAX 024-531-1721
E-mail k-noji@fukushima-med-jrc.jp

(2) 仕様書等の交付期間、交付場所

交付期間 2017年4月12日(水)～2017年4月20日(木)
土曜日、日曜日を除く平日の10時00分から16時30分まで
交付場所 上記4.(1)①に同じ

(3) 参加手続き

参加表明書(様式1)、調査票(様式2)、競争入札参加資格の認定通知の写しを次に従い提出すること。

提出期間 2017年4月12日(水)～2017年4月21日(金)
土曜日、日曜日を除く平日の10時00分から16時30分まで

提出先 上記4.(1)①に同じ

提出方法 持参または郵送のこと。

部数 各1部

(4) 企画提案書の提出期間、場所及び方法

提出期間 2017年5月11日(木)～2017年5月12日(金)
10時00分から16時30分まで

提出先 上記4.(1)②に同じ

提出方法 持参または郵送のこと。

部数 18部

※企画提案書の電子ファイル(PDF形式)をCD-ROMで1枚提出すること

(5) プレゼンテーションの日程、場所、留意事項

日程 2017年5月22日(月)

場所 福島赤十字病院本館5階大講堂

留意事項

- ・ プレゼンテーションは運営事業者が行うこと。

- ・ 出席者は4名までとする。
- ・ 説明時間15分、質疑応答10分とする。
- ・ 説明は企画提案書に沿って行うこととし、資料等の配布は行わないこと。プロジェクターを用いた説明は可とする。プロジェクター及びスクリーンは病院にて準備するが、パソコン等は参加者側で準備すること。
- ・ 開始時間は別途応募者へ通知する。

(6) 質疑受付と回答方法

提出期間 2017年4月24日(月)～2017年4月25日(火)
10時00分から16時30分まで

提出先 上記4.(1)②に同じ

提出方法 様式3を使用し、E-mailで行うこと。
※E-mail送信後、必ず電話により到着確認を行うこと。

回答方法 2017年5月2日(火)までに参加者全員にE-mailにて通知する。
なお、質問事項に対する回答は、本要項の項追加または修正とみなす。

5. 企画提案書について

(1) 企画提案書記載事項 (**太字・下線部**は重要項目とする。)

ア 業務基本方針

本業務における基本方針について提案すること。

イ 店舗レイアウト・イメージ

店舗レイアウト及びイメージを作成し、**店舗設計・デザインのコンセプトや配慮した点、レジ台数、商品棚の種別・台数**について記載すること。店舗設計は配布する平面図及び工事区分表に記載のA工事内容を基準とする他に、事業者が費用を負担する場合に限ってA工事内容を変更した提案も可とする。

ウ 商品・サービス

提供する商品、価格、サービスについて提案すること。また、**医療衛生材料等の取扱い数やばら売り対応**についても提案すること。

エ 職員への福利厚生

病院内に職員食堂がないため、**職員への昼食提供**について提案すること。また、このことから昼食時間帯は店舗内が混雑することが予想されるため、**混雑緩和の方策及び弁当等の品切れが発生しないための方策**の考え方についても提案すること。

オ 顧客満足

利用者満足度の把握と店舗運営への反映方法、クレーム対応等について提案する

こと。また、利用者の満足度を向上させるための方策についても提案の上、具体的事例があれば記載すること。

カ 人員体制・教育方針

責任者の経歴、時間帯別利用者数の予測と人員配置計画、従業員の服装、教育・研修体制について提案すること。また、欠員発生時における支援体制等についても記載すること。

キ 安全管理

衛生管理体制、清掃計画、廃棄物の処理、事故防止、安全対策について提案すること。また、事故や犯罪等が発生した際の対処方法及び当院への連絡体制についても記載すること。

ク 事業収支計画・施設使用料

施設整備における初期投資、5年間の収支予測及び施設使用料について提案すること。

ケ その他

上記ア～ク以外に、独自の提案があれば記載すること。

(2) 記入要領及び留意事項

ア 提出書類はA4用紙・縦型・横書き・左綴じとする。ただし、店舗レイアウトはこの限りではない。

イ 提案書は上記5.(1)ア～ケの順に記載すること。また、プレゼンテーション時の説明順も同様とする。

ウ 提案書に記載する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法とする。

エ 提案内容はわかりやすい表現を用い、簡潔な文書とすること。専門用語や提案者の会社内のみで使用される用語には注釈を入れること。

オ 文字の大きさは10.5ポイント以上とする。ただし、イラストやイメージ図等を挿入する場合はこの限りではない。

カ 上記(1)クは様式4を用いること。

6. 選定方法等

(1) 選定方法

提出書類およびプレゼンテーションを総合的に評価し、最も優れた評価を受けた応募者を優先交渉権者として選定する。応募者多数の場合は提出書類をもって一次審査を実施する場合がある。

(2) 選定結果の通知

選定結果は応募者全員に対し書面により通知する。(2017年5月下旬を予定)

なお、選定結果に対する質問には回答しない。

(3) 選定後の手続き

優先交渉権者に指定された事業者と契約妥結に向けた協議を行う。優先交渉権者との調整が整わず契約に至らなかった場合には、次点の交渉権者と交渉を行う。

7. その他

- (1) 本件応募に要する費用は応募者の負担とする。
- (2) 応募は1者につき2提案まで可とする。
- (3) フランチャイズ方式による参加も可能とするが、参加者のフランチャイズ本部、フランチャイズ加盟店（以下、「運営企業」という。）の別は問わない。フランチャイズ本部が参加する場合は運営企業を所定の様式（様式1）に記載し、フランチャイズ本部が当院内にフランチャイズ店を出店することを承認した関係書類を提出すること。
- (4) 同一フランチャイズからの応募可能事業者は1事業者のみとすること。
- (5) 売店事業の一部又は全部を第三者に譲渡しないこと、転貸しないこと、担保に供しないこと、及び営業を委託しないこと。
- (6) 本件募集の開始から選定終了までの間の営業活動は禁止する。
- (7) 提出期限後における提案書等の提出、再提出及び差替えは認めない。ただし、審査に必要な書類の提出を求める場合がある。また、提出された書類等は返却しない。
- (8) 次の場合は失格とする。
 - ① 募集要項に違反した場合。
 - ② 提案書等の内容が虚偽である場合
 - ③ 契約締結までの期間において、当該優先交渉権者による事業履行が困難であると判断された場合。
- (9) 事業者選定後から本業務に関する準備を開始し、当院が指定する期日より施工及び売店運営が可能な体制を構築すること。